

22町総職第559号
2022年10月28日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「人事」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について

※変更の理由

捜査機関からの照会に対応するため。

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部提供登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 人事		部 課 名 総務部職員課
		管理責任者 総務部職員課長
		登録年月日 1989.10.1、2000.12.11、2001.11.12、 2002.9.9、2003.2.17、2004.3.8、2005.6.13、 2014.9.8 2015.2.9、2016.5.9、2016.6.13 2017.7.10 2020.6.8変更
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期 永年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 人事の適正な管理	各課共通	職員人事
	総務部職員課	安全衛生、公益通報（内部通報）
	学校教育部施設課	学校用務職員人事
	学校教育部保健給食課	学校給食
	市民病院事務部総務課	市民病院職員人事
	選挙管理委員会事務局	選挙
対象となる個人の範囲 ①全町田市職員（退職者及び会計年度任用職員等並びに再任用職員、嘱託員等を含む。）及びその親族 ②採用試験受験者、その親族及び身元保証人 ③職員研修にかかる講師 ④懲戒処分等の対象者並びに当該懲戒処分事由等に係る行為の被害者及び利害関係第三者 ⑤インターンシップに関わる学生 ⑥特定任期付職員選考委員	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
	東京都市町村職員研修所	研修実施結果報告書
本人等への明示の方法 ・口頭 ・文書	東京都公平委員会	勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての不服申立に関する審査の判定
	インターンシップ実習生を派遣する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、高等学校	町田市インターンシップ申込書、町田市インターンシップ実習生エントリーシート
	通信教育機関	学習進度状況報告書
記録の保管方法 ①文書・電子媒体 ②書庫、キャビネットに保管		
保管上の留意点 書庫、キャビネットには施錠		
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ■法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ■その他 東京都市町村研修所研修規則第10条 人事の集中管理を行うため 学校を通じてインターンシップを申し込むため。	

(第1号様式2)

業務の名称 人事

部 課 名 総務部職員課

個人情報

報 記 録 の

項 目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号	⑧⑩⑪⑫は対象となる	2 支持政党	
③ 住所	個人の範囲①②④につ	3 宗教	
④ 性別	いて地方公務員法他の	④ 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日	法令に適合した公平、	⑤ 動機	
⑥ 電話番号	正確な人事事務を執行	⑥ 感想・意見	
7 本籍	するため収集。	7	
⑧ 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
⑩ 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ 欠格条項の該当有無		12	
⑬ 死亡		13	
⑭ 埋火葬		14	
⑮ 電子メールアドレス		15	
⑯ 相談内容			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
② 地位		② 勤務成績	
③ 学歴	④は、職員団体の役員	③ 各種試験成績	⑤は職員の通信教育講
④ 各種団体加入	に対し、職務専念義務	④ 各種資格	座受講時に収集。
⑤ 賞罰	の免除または在籍専従	⑤ 受講講座名	
⑥ 通勤状況	の許可を行う場合のみ	⑥ 判定・評価	⑥は職員採用試験にお
⑦ 加入健康保険	収集。	7	ける適正検査実施時に
⑧ 加入年金		8	収集。
⑨ 学籍		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		② 病歴（病状）	
③ 納税額等		③ 障がいの状況	
4 取引状況		④ 容姿	
5 公的扶助の受給		⑤ 公務災害・通勤災害の発生状況	
6 各種貸付金		⑥ 公務災害・通勤災害の認定	
7 住居の間取り・図面		⑦ 行動・性格	
⑧ 金融機関名		⑧ 職員に対する苦情等の発生状況	
⑨ 口座番号		⑨ 病名	
⑩ 加入保険		⑩ 医療機関名	
⑪ 雇用保険の受給		⑪ 妊娠	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 人事		部 課 名 総務部職員課																																				
		管理責任者 総務部職員課長																																				
		登録年月日																																				
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年																																				
利用・提供先	名 称 捜査機関	利用・提供の方法 1 閲 覧 ② 文書による通知、複写 3 コンピュータ処理等 4 その他																																				
	業務の名称 犯罪捜査																																					
	管理責任者 捜査機関の長	利用・提供の条件 提供目的以外に利用しない。																																				
利用・提供の目的又は理由 捜査協力のため、以下の条件の下で外部提供を行うことがある。 ①実体要件＝原則として外部提供は行わないが、請求内容が正当なものであり請求項目が合理的なものと認められるときに限り、項目内容を最小限度提供することがある。 ②形式・手続要件＝文書による照会に対し、相手方を確認した上で、文書回答を行うものとする。 提供の可否については、課・係内で慎重に協議し、提供を可とする場合には、課長決裁を経た上で提供する。新規の事例で課内で提供の可否について疑義がある場合には、市政情報課を経由し、審議会の議に付するものとする。																																						
利用・提供の法令等の根拠 刑事訴訟法第197条第2項																																						
<table><tr><td>利用・提供に係る個人情報の項目</td><td>1 2 地位</td><td>2 4 障がいの状況</td></tr><tr><td>1 氏名</td><td>1 3 学歴</td><td>2 5 容姿（写真）</td></tr><tr><td>2 住所</td><td>1 4 加入健康保険</td><td>2 6</td></tr><tr><td>3 性別</td><td>1 5 通勤状況</td><td>2 7</td></tr><tr><td>4 生年月日</td><td>1 6 学籍</td><td>2 8</td></tr><tr><td>5 電話番号</td><td>1 7 加入年金</td><td>2 9</td></tr><tr><td>6 世帯主との続柄</td><td>1 8 勤務成績</td><td>3 0</td></tr><tr><td>7 親族関係</td><td>1 9 各種資格</td><td>3 1</td></tr><tr><td>8 家庭環境等</td><td>2 0 収入状況</td><td>3 2</td></tr><tr><td>9 相談内容</td><td>2 1 金融機関名</td><td>3 3</td></tr><tr><td>1 0 趣味・嗜好</td><td>2 2 口座番号</td><td>3 4</td></tr><tr><td>1 1 職業・職歴</td><td>2 3 雇用保険</td><td>3 5</td></tr></table>			利用・提供に係る個人情報の項目	1 2 地位	2 4 障がいの状況	1 氏名	1 3 学歴	2 5 容姿（写真）	2 住所	1 4 加入健康保険	2 6	3 性別	1 5 通勤状況	2 7	4 生年月日	1 6 学籍	2 8	5 電話番号	1 7 加入年金	2 9	6 世帯主との続柄	1 8 勤務成績	3 0	7 親族関係	1 9 各種資格	3 1	8 家庭環境等	2 0 収入状況	3 2	9 相談内容	2 1 金融機関名	3 3	1 0 趣味・嗜好	2 2 口座番号	3 4	1 1 職業・職歴	2 3 雇用保険	3 5
利用・提供に係る個人情報の項目	1 2 地位	2 4 障がいの状況																																				
1 氏名	1 3 学歴	2 5 容姿（写真）																																				
2 住所	1 4 加入健康保険	2 6																																				
3 性別	1 5 通勤状況	2 7																																				
4 生年月日	1 6 学籍	2 8																																				
5 電話番号	1 7 加入年金	2 9																																				
6 世帯主との続柄	1 8 勤務成績	3 0																																				
7 親族関係	1 9 各種資格	3 1																																				
8 家庭環境等	2 0 収入状況	3 2																																				
9 相談内容	2 1 金融機関名	3 3																																				
1 0 趣味・嗜好	2 2 口座番号	3 4																																				
1 1 職業・職歴	2 3 雇用保険	3 5																																				
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。																																						

22町総市第396号
2022年11月7日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の規定に基づく報告について

町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第9第1項の規定に基づき、下記のことを報告いたします。

記

町田市における防犯カメラの設置及び管理状況について

添付書類

- ・ 防犯カメラの設置及び管理状況一覧
- ・ 町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱

2022 年第 4 回定例会に上程する条例案について

1 町田市個人情報保護法施行条例

条例の構成要素は次のとおりです。

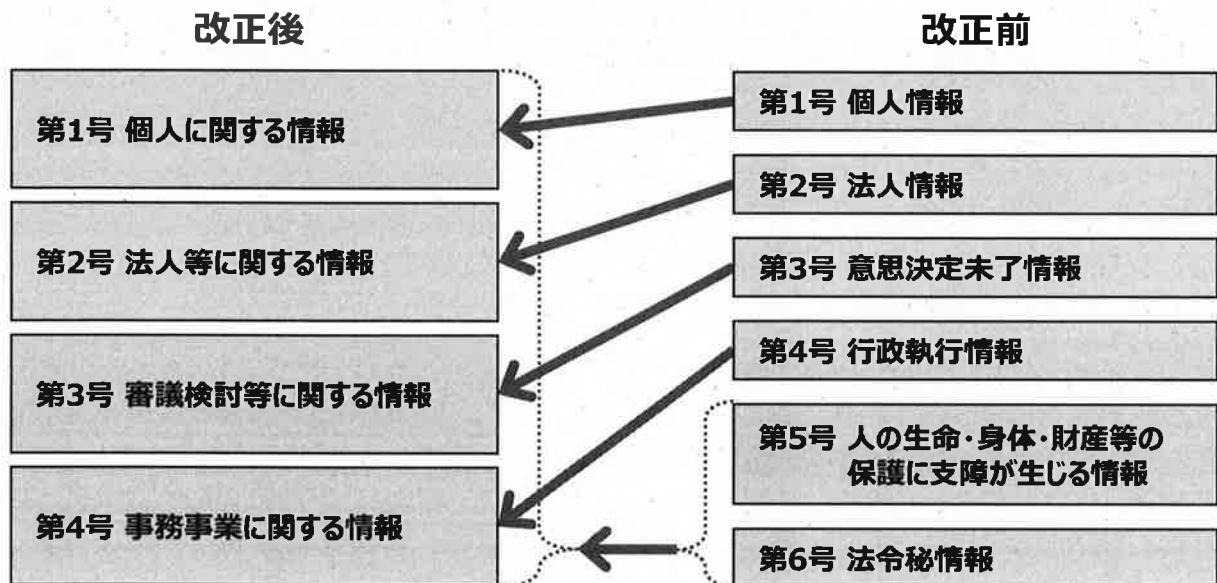
- (1) 開示請求等に係る手数料（第 3 条）
- (2) 開示決定等の期限（第 4 条）、期限の特例（第 5 条）
- (3) 訂正決定等の期限（第 6 条）、期限の特例（第 7 条）
- (4) 利用停止決定等の期限（第 8 条）、期限の特例（第 9 条）
- (5) 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問（第 10 条）
- (6) 町田市個人情報保護条例の廃止（附則 2（1））
- (7) 町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の廃止（附則 2（2））

2 町田市情報公開条例の一部を改正する条例

公文書の公開請求に係る規定を、個人情報保護法における個人情報の開示の規定に合うよう改めます。主な改正内容は次のとおりです。

- (1) 非公開情報（第 5 条関係）
- (2) 公益上の理由による裁量的公開（改正後の第 6 条関係）
- (3) 公開決定等の期限の特例（改正後の第 10 条関係）
- (4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与（改正後の第 11 条関係）
- (5) 手数料（改正後の第 13 条及び別表関係）

（参考）第 5 条非公開情報の考え方



3 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

個人情報保護法が規定する審議会の役割を踏まえ、所掌事務と委員構成を改めます。

(1) 所掌事務（個人情報保護法施行条例第 10 条で規定）

第 10 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年 3 月町田市条例第 6 号）第 1 条の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（2）法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

（3）市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（4）前 3 号に掲げるもののほか、市の個人情報保護制度の運用に関する重要事項を定めようとする場合

(2) 委員構成

改正後	改正前
学識経験者 5 人 市民委員 4 人（公募）	学識経験者 5 人 市民委員 10 人（公募 2 人、団体選出 8 人）

4 町田市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

「町田市個人情報保護条例」の廃止に伴い、個人情報の保護について同条例を引用して規定している部分を削除します。

5 町田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例

審議会等の会議について、会議の非公開要件を情報公開条例の規定に合わせます。

6 町田市情報公開・個人情報保護審査会条例

7 町田市行政不服審査会条例（全部改正）

市の行政処分に対する不服申立ての審査をより迅速に進めるため、新たに「町田市情報公開・個人情報保護審査会」を設置します。

町田市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示請求等に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報の開示をこれが記録されている地方公共団体等行政文書の写し等の交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより算出した額の手数料を徴収する。

3 前項に規定する手数料については、町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）第5条の規定は、適用しない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関

は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から21日以内にしなければならない。

ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から21日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があ

るときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問)

第10条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年3月町田市条例第6号）第1条の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の個人情報保護制度の運用に関する重要事項を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(町田市個人情報保護条例及び町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る

個人情報保護に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 町田市個人情報保護条例 (平成元年3月町田市条例第5号。以下「旧条例」という。)

(2) 町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例 (平成15年3月町田市条例第10号)

(旧条例及び町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関 (以下「旧実施機関」という。) の職員である者又はこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報 (以下「旧個人情報」という。) をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第12条の3第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは指定管理者の管理する公の施設の管理業務に従事している者又は施行日前において受託業務に従事していた者若しくは指定管理者の管理する公の施設の管理業務に従事していた者に係る同項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第20条 (同条第2項及び第3項の規定を旧条例第22条第2項、第23条第2項及び第24条第2項において準用する場合を含む。)、第22条第1項、第23条第1項又は第24条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、消去等及び利用等の中止については、なお従前の例による。

6 施行日前にされた保有個人情報の開示、訂正、消去等又は利用等の中止の請求に

対する旧実施機関の処分又はその不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、同項の審査請求に対する裁決をすべき旧実施機関が施行日以後に旧条例第30条第2項の規定による諮問をしようとするときは、同項の町田市行政不服審査会に代えて町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）第1条の町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとし、当該町田市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続、調査審議の手続の併合又は分離及び調査審議の手続の非公開については、町田市行政不服審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）による改正前の町田市行政不服審査会条例第7条から第13条までの規定の例による。

8 附則第3項又は第4項に規定する者が、正当な理由もなく、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

9 附則第3項又は第4項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第8項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

11 附則第2項の規定により旧条例及び町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の規定がその効力を失う前にした違反行為に

対する罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

地方公共団体等行政文書の種類	金額
文書及び図画	写し（白黒）の交付1枚につき 10円
	写し（カラー）の交付1枚につき 20円
電磁的記録	複写した光ディスクの交付1枚につき 100円
	印刷物として出力したもの（白黒）の交付1枚につき 10円
	印刷物として出力したもの（カラー）の交付1枚につき 20円

備考

- 1 文書及び図画を複写し、又は電磁的記録を印刷物として出力する場合は、日本産業規格A列3番又は日本産業規格A列4番の大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙を交付する場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
○町田市情報公開条例 平成元年 3 月 3 1 日 条例第 4 号 総務部市政情報課 改正 平成 1 4 年 3 月 2 9 日 条例第 3 号 平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日 条例第 4 2 号 平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 条例第 3 6 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日 条例第 1 3 号 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条） 第 2 章 公文書の公開（第 4 条—<u>第 7 条</u>） 第 3 章 <u>公開請求等</u>（<u>第 8 条—第 1 3 条</u>） 第 4 章 審査請求（<u>第 1 4 条・第 1 5 条</u>） 第 5 章 雑則（<u>第 1 6 条—第 2 2 条</u>） 附則 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、<u>町田市（以下「市」という。）</u>の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。 （2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的</u>	○町田市情報公開条例 平成元年 3 月 3 1 日 条例第 4 号 総務部市政情報課 改正 平成 1 4 年 3 月 2 9 日 条例第 3 号 平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日 条例第 4 2 号 平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 条例第 3 6 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日 条例第 1 3 号 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条） 第 2 章 公文書の公開（第 4 条—<u>第 5 条の 2</u>） 第 3 章 <u>公文書の公開の請求等</u>（<u>第 6 条—第 9 条</u>） 第 4 章 審査請求（<u>第 1 0 条</u>） 第 5 章 雑則（<u>第 1 1 条—第 1 6 条</u>） 附則 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、<u>市</u>の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。 （2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した<u>もので、情報が記録さ</u>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的として作成されるものを除く。</u> （平 1 7 条例 4 2 ・ 平 2 0 条例 3 6 ・ 一部改正） （実施機関の責務） 第 3 条 実施機関は、市政に関する知る権利が十分尊重されるよう、この条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。 2 実施機関は、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければならない。 第 2 章 公文書の公開 （公文書の公開の請求） 第 4 条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。 （公文書の公開義務） 第 5 条 実施機関は、前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、<u>公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。</u> （1）個人に関する情報（事業を営む個人の	<u>れた文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するものであつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的として作成されるものを除く。</u> <u>（3）公文書の公開 実施機関がこの条例の規定に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。</u> （平 1 7 条例 4 2 ・ 平 2 0 条例 3 6 ・ 一部改正） （実施機関の責務） 第 3 条 実施機関は、市政に関する知る権利が十分尊重されるよう、この条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。 2 実施機関は、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければならない。 第 2 章 公文書の公開 （公文書の公開の請求） 第 4 条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。 （公開をしないことができる公文書） 第 5 条 <u>実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。</u> （1）個人に関する情報（事業を営む個人の

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。 ア <u>法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u> イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u> ウ <u>当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該</u>	当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。 ア <u>法令の規定により一般に公表され、又は何人でも閲覧することができる」とされている情報</u> イ <u>当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる情報</u> ウ <u>当該個人の公的地位又は立場に関連する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの</u>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>職務遂行の内容に係る部分</u> (2) <u>法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u> ア <u>公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u> イ <u>実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u> (3) <u>市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u> (4) <u>市の機関又は国、独立行政法人等、他</u>	エ <u>法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの</u> (2) <u>法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u> ア <u>事業活動によって生じる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報</u> イ <u>違法又は不当な事業活動によって生じる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報</u> ウ <u>事業活動によって生じる侵害から消費生活その他の市民生活を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる情報</u> (3) <u>市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における意思決定が未了の事項に関する情報であつて、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるもの</u> (4) <u>市又は国等の事務又は事業の運営に関</u>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u> <u>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u> <u>イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u> <u>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u> <u>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u> <u>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u> <u>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u> <u>キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u>	<u>する情報であつて、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にする<u>と認められるもの</u></u> (5) <u>公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる情報</u> (6) <u>法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報</u>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
2 実施機関は、<u>公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書の公開をしなければならない。</u> 3 <u>公開請求に係る公文書に第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</u> <u>（公益上の理由による裁量的公開）</u> 第6条 実施機関は、<u>公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。</u> （平17条例42・一部改正） （公文書の存否に関する情報） 第7条 実施機関は、<u>公開請求</u>に対し、当該<u>公開請求</u>に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</u> 第3章 <u>公開請求等</u> （<u>公開請求の手続</u>） 第8条 <u>公開請求をしようとする者は、実施機</u>	2 実施機関は、<u>請求に係る公文書に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書の公開をしなければならない。</u> （平17条例42・一部改正） （公文書の存否に関する情報） 第5条の2 実施機関は、<u>公文書の公開の請求</u>に対し、当該<u>請求</u>に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。</u> 2 実施機関は、<u>前項の規定により公文書の公開の請求を拒否したときは、その経緯を町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければならない。</u> 第3章 <u>公文書の公開の請求等</u> （<u>公文書の公開の請求手続</u>） 第6条 <u>公文書の公開を請求しようとする者</u>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。 (1) <u>公開請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあつてはその代表者の氏名</u> (2) <u>公開請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 2 実施機関は、前項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると<u>認める</u>ときは、<u>公開請求者</u>に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (平17条例42・一部改正) (公開請求に対する決定等) 第9条 実施機関は、<u>公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から14日以内に公文書の全部若しくは一部の公開の決定又は全部の非公開の決定(第7条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。)(以下「公開決定等」という。)をし、速やかに公開決定等の内容を公開請求者に通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。</u> 2 前項の場合において、実施機関は、公文書の<u>一部の公開の決定又は全部の非公開の決定をしたときは、その理由(その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び時期)及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。</u>	は、<u>当該請求に係る公文書を保有している実施機関</u>に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。 (1) <u>公開を請求しようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあつてはその代表者の氏名</u> (2) <u>公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 2 実施機関は、前項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると<u>認められる</u>ときは、<u>公文書の公開を請求した者(以下「請求者」という。)</u>に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (平17条例42・一部改正) (請求に対する決定等) 第7条 実施機関は、<u>前条第1項に規定する請求があつたときは、その請求があつた日の翌日から起算して14日以内にその請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を請求者に通知しなければならない。ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。</u> 2 前項の場合において、実施機関は、公文書の<u>公開をしないこと(公文書の一部の公開をしないこと及び第5条の2の規定により公文書の公開の請求を拒否することを含む。)</u>と<u>決定したとき、又は請求があつた公文書を保有していないときは、その理由(その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び期日)及び審査請求に係る事項</u>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
3 <u>第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</u> <u>(公開決定等の期限の特例)</u> <u>第10条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から44日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u> <u>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</u> <u>(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限</u> <u>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</u> <u>第11条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</u> 2 <u>実施機関は、次の各号のいずれかに該当す</u>	を併せて通知しなければならない。 3 <u>実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、前条第1項に規定する請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその決定を延期することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延期の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。</u>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>るときは、公文書の全部又は一部の公開の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</u> <u>（１）第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第５条第１項第１号イ又は同項第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</u> <u>（２）第三者に関する情報が記録されている公文書を第６条の規定により公開しようとするとき。</u> <u>３ 実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</u> （平１７条例４２・平２８条例１３・一部改正） （公開の<u>実施</u>） <u>第１２条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対し公文書の公開をしなければならない。</u> <u>２ 前項の公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開</u>	（平１７条例４２・平２８条例１３・一部改正） （公開の<u>方法</u>） <u>第８条 実施機関は、前条第１項の規定により公文書の公開を決定したときは、速やかに請求者に対し当該公文書の公開をしなければならない。</u> <u>２ 実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書の公開に代えて当該公文書を複写</u>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</u> 3 <u>実施機関は、第9条第1項の規定による通知の日から30日以内に公開請求をした文書の公開を受けないときは、公開請求者に対して相当の期間を定め、その期間内に当該文書の公開を受けるよう催告する。この場合において、公開請求者が当該期間内に正当な理由なく公文書の公開を受けないときは、当該文書の公開は実施されたものとみなす。</u> (手数料) 第13条 <u>前条の規定による公文書の公開を写し等の交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより算出した額の手数料を徴収する。</u> 2 <u>前項の手数料については、町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）第5条の規定は、適用しない。</u> 第4章 審査請求 (平28条例13・全改) <u>(審査請求があつた場合の手続)</u> 第14条 <u>公開請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u> 2 実施機関は、前項の審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）第1条の町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u> (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合	<u>したものを閲覧させ、又はその写しを交付することができる。</u> (手数料等) 第9条 <u>この条例の規定に基づく公文書の公開に係る手数料は、無料とする。</u> 2 <u>この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。</u> 第4章 審査請求 (平28条例13・全改) 第10条 <u>公文書の公開の請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u> 2 実施機関は、前項の審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>町田市行政不服審査会に諮問しなければならない。</u> (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により<u>公開に反対する旨の意見書が提出されている場合、同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合及び当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合</u>を除く。） 3 前項の規定による諮問は、審査請求書及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 4 第2項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）、<u>公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）及び当該審査請求人に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u>に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 5 第2項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に係る答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、当該実施機関は、当該答申の内容と異なる裁決をするときは、裁決書に当該答申の内容と異なることとなった理由を記載しなければならない。 <u>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</u> <u>第15条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</u>	(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により反対する旨の意見書が提出されている場合<u>及び同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。</u>） 3 前項の規定による諮問は、審査請求書及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 4 第2項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）、<u>及び請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u>に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 5 第2項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に係る答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、当該実施機関は、当該答申の内容と異なる裁決をするときは、裁決書に当該答申の内容と異なることとなった理由を記載しなければならない。

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u> <u>(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）</u> (平 2 8 条例 1 3 ・ 全改) 第 5 章 雑則 (検索資料の作成) <u>第 1 6 条</u> 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供しなければならない。 <u>(町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問)</u> <u>第 1 7 条</u> 実施機関は、情報公開制度の運用に関する重要事項について、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年 3 月町田市条例第 6 号）第 1 条の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。 (運用状況の報告及び公表) <u>第 1 8 条</u> 市長は、毎年この条例の運用状況について、これを公表するものとする。 (他の制度等との調整) <u>第 1 9 条</u> この条例は、他の法令の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合における当該公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない。 2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館その他これに類する施設において市民の利用に供することを目的として保有している図書、図画等の公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない。	(平 2 8 条例 1 3 ・ 全改) 第 5 章 雑則 (検索資料の作成) <u>第 1 1 条</u> 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供しなければならない。 (運用状況の報告及び公表) <u>第 1 2 条</u> 市長は、毎年この条例の運用状況について、<u>議会に報告するとともに、これを公表するものとする。</u> (他の制度等との調整) <u>第 1 3 条</u> この条例は、他の法令の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合における当該公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない。 2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館その他これに類する施設において市民の利用に供することを目的として保有している図書、図画等の公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前					
(平17条例42・一部改正) (指定管理者の情報公開) 第20条 公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、公の施設の指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。 (平17条例42・追加) (出資等団体の情報公開) 第21条 市が出資又は出捐^{えん}を行う団体であって、実施機関が定めるもの（以下「出資等団体」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資等団体に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。 (平17条例42・旧第13条の2繰下) (委任) 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。 (平17条例42・旧第14条繰下) 別表（第13条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>公文書の種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文書及び図画</td><td>写し（白黒）の交付 1枚につき 10 円</td></tr> <tr> <td>写し（カラー）の交付 1枚につき 2 0円</td></tr> </tbody> </table>	公文書の種類	金額	文書及び図画	写し（白黒）の交付 1枚につき 10 円	写し（カラー）の交付 1枚につき 2 0円	(平17条例42・一部改正) (指定管理者の情報公開) 第14条 公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、公の施設の指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。 (平17条例42・追加) (出資等団体の情報公開) 第15条 市が出資又は出捐^{えん}を行う団体であって、実施機関が定めるもの（以下「出資等団体」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資等団体に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。 (平17条例42・旧第13条の2繰下) (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。 (平17条例42・旧第14条繰下)
公文書の種類	金額					
文書及び図画	写し（白黒）の交付 1枚につき 10 円					
	写し（カラー）の交付 1枚につき 2 0円					

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後		改正前
<u>電磁的記録</u>	<u>複写した光ディスクの交付1枚につき 100円</u>	
	<u>印刷物として出力したもの（単色刷り）の交付1枚につき 10円</u>	
	<u>印刷物として出力したもの（多色刷り）の交付1枚につき 20円</u>	
<u>備考</u>		
1 <u>文書及び図画を複写し、又は電磁的記録を印刷物として出力する場合は、日本産業規格A列3番又は日本産業規格A列4番の大きさの用紙を用いるものとする。</u>		
2 <u>両面に複写され、又は出力された用紙を交付する場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。</u>		
附 則		附 則
この条例は、平成元年10月1日から施行する。		この条例は、平成元年10月1日から施行する。
附 則（平成14年3月29日条例第3号）		附 則（平成14年3月29日条例第3号）
この条例は、平成14年4月1日から施行する。		この条例は、平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成17年10月17日条例第42号）		附 則（平成17年10月17日条例第42号）
この条例は、公布の日から施行する。		この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成20年10月16日条例第36号抄）		附 則（平成20年10月16日条例第36号抄）
（施行期日）		（施行期日）
1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。		1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月31日条例第13号抄）		附 則（平成28年3月31日条例第13号抄）

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
(施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置) 3 第2条の規定による改正後の町田市情報公開条例の規定は、平成28年4月1日以後にされた実施機関の決定又は同日以後にされた公文書の公開の請求に係る不作為に関する審査請求について適用し、同日前にされた実施機関の決定又は同日前にされた公文書の公開の請求に係る不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。 <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の町田市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理する公文書の公開の請求について適用し、施行日前に受理した公文書の公開の請求については、なお従前の例による。</u> <u>3 施行日前に受理した公文書の公開の請求に対する実施機関の処分又はその不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。この場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関が施行日以後にこの条例による改正前の町田市情報公開条例第10条第2項の規定による諮問をしようとするときは、同項の町田市行政不服審査会に代えて町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）第1条の町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとし、当該町田市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続、調査審議の手続の併合又は分離及び調査審議の手続の非公開については、町田市行政不服審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）による改正前の町田市行政不服審査会条例第7条から第13条までの規定の例による。</u>	(施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置) 3 第2条の規定による改正後の町田市情報公開条例の規定は、平成28年4月1日以後にされた実施機関の決定又は同日以後にされた公文書の公開の請求に係る不作為に関する審査請求について適用し、同日前にされた実施機関の決定又は同日前にされた公文書の公開の請求に係る不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例 平成元年 3 月 3 1 日 条例第 6 号 総務部市政情報課 改正 平成 1 7 年 3 月 3 1 日 条例第 5 号 令和 2 年 9 月 3 0 日 条例第 3 0 号 (設置) 第 1 条 町田市情報公開条例（平成元年 3 月町田市条例第 4 号）に基づく情報公開制度及び<u>町田市個人情報保護法施行条例（令和 年 月町田市条例第 号）</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第 2 条 <u>審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について実施機関（町田市情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ調査審議し、答申する。</u> 2 <u>審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用について、必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。</u> （令 2 条例 3 0 ・ 一部改正） （組織） 第 3 条 <u>審議会は、委員 9 人以内をもって組織</u>	○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例 平成元年 3 月 3 1 日 条例第 6 号 総務部市政情報課 改正 平成 1 7 年 3 月 3 1 日 条例第 5 号 令和 2 年 9 月 3 0 日 条例第 3 0 号 (設置) 第 1 条 町田市情報公開条例（平成元年 3 月町田市条例第 4 号）に基づく情報公開制度及び<u>町田市個人情報保護条例（平成元年 3 月町田市条例第 5 号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第 2 条 <u>審議会は、個人情報保護条例の規定によりその権限に属するとされた事項のほか、次に掲げる事項について実施機関の諮問に応じ審議し、答申する。</u> <u>（1）情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項</u> <u>（2）コンピュータ（市が管理するものに限る。以下同じ。）の管理、運用に関する基本方針及び基本計画</u> 2 <u>審議会は、次に掲げる事項について実施機関に意見を述べることができる。</u> <u>（1）情報公開制度、個人情報保護制度及びコンピュータの運用に関する重要事項</u> <u>（2）前号に係る情報の管理に関する重要事項</u> （令 2 条例 3 0 ・ 一部改正） （組織） 第 3 条 <u>審議会は、次に掲げる者につき市長が</u>

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>する。</u> 2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u> <u>(1) 学識経験を有する者 5 人以内</u> <u>(2) 公募による市民 4 人以内</u> <u>(任期)</u> <u>第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>委員は、再任されることができる。</u> (会長) <u>第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</u> 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議の公開) <u>第6条 審議会の会議は、公開とする。ただし、個人情報保護のために必要があると認められるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。</u> (令2条例30・旧第7条繰上) (守秘義務) <u>第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。</u> (令2条例30・旧第8条繰上) (委任) <u>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。</u> (平17条例5・旧第10条繰上、令	<u>委嘱する委員15名以内で組織する。</u> <u>(1) 市民(市内に住所を有する者に限る。)</u> <u>並びに市内の地域団体及びその他の団体の代表 10名以内</u> <u>(2) 学識経験者 5名以内</u> 2 <u>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (会長) <u>第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</u> 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議の公開) <u>第5条 審議会の会議は、公開とする。ただし、個人情報保護のために必要があると認められるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。</u> (令2条例30・旧第7条繰上) (守秘義務) <u>第6条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。</u> (令2条例30・旧第8条繰上) (委任) <u>第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。</u> (平17条例5・旧第10条繰上、令

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
2 条例 3 0 ・旧第 9 条繰上 ・一部改正) (罰則) <u>第 9 条</u> <u>第 7 条</u>の規定に違反した者は、1 年以 下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (平 1 7 条例 5 ・追加、令 2 条例 3 0 ・ 旧第 1 0 条繰上 ・一部改正) 附 則 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 1 7 年 3 月 3 1 日条例第 5 号) この条例は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行す る。 附 則 (令和 2 年 9 月 3 0 日条例第 3 0 号) この条例は、公布の日から施行する。	2 条例 3 0 ・旧第 9 条繰上 ・一部改正) (罰則) <u>第 8 条</u> <u>第 6 条</u>の規定に違反した者は、1 年以 下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (平 1 7 条例 5 ・追加、令 2 条例 3 0 ・ 旧第 1 0 条繰上 ・一部改正) 附 則 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 1 7 年 3 月 3 1 日条例第 5 号) この条例は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行す る。 附 則 (令和 2 年 9 月 3 0 日条例第 3 0 号) この条例は、公布の日から施行する。